

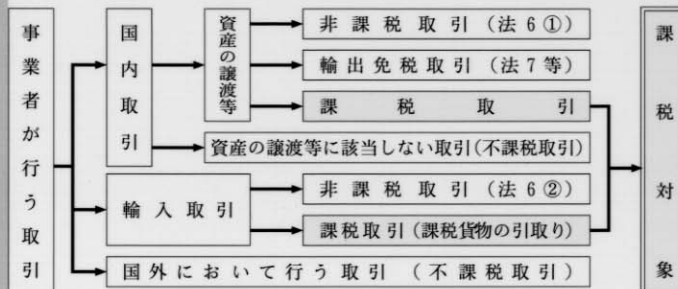
消費税のチェックポイント (平成16年5月現在)

個人事業者用

消費税の課税対象

次のいずれにも該当する取引が課税の対象となる。

- ① 国内において行う取引
 - ② 事業者が事業として行う取引
 - ③ 対価を得て行う取引
 - ④ 資産の譲渡・貸付け・役務(サービス)の提供である取引
- ※ 輸入取引については、保税地域から引き取られる外国貨物が課税対象となる。



④ 輸入取引のうち課税取引に該当する取引(課税貨物の引取り)を行う者は、事業者であるかどうかにかかわらず、その引取りの際に消費税が課税される。

課税事業者の判定

課税期間の基準期間における課税売上高が1000万円

※平成16年分以前の課税期間については、基準期間の課税売上高3000万円で判定する。

超

以下

課税事業者

免税事業者

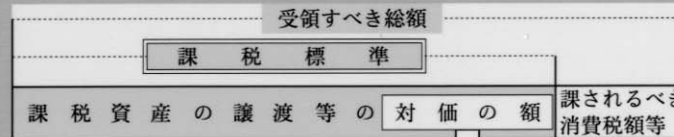
- 「基準期間における課税売上高」は、税抜課税売上高(免税売上高を含む)から売上げに係る税抜対価の返還額を控除した金額となる。
- ④ 1 基準期間とはその年の前々年をいう(法2①十四)。
- 2 基準期間の事業を行っていた期間が一年に満たない場合であっても、基準期間の課税売上高を1年分には換算しない(基通1-4-9)。
- 3 基準期間が免税事業者であった場合は、消費税等が課されていないので、税抜処理せずに基準期間の課税売上高を計算する(基通1-4-5)。
- 4 事業の新規開業年とその翌年は、基準期間における課税売上高がないことから原則として免税事業者となる。

【課税期間の申告と納付】(法45①、49、租特法86の6)

課税事業者は、課税期間の確定申告と納付を翌年の3月31日までにを行う。

前々年	前年	本年	翌年
1/1	12/31	1/1	12/31 3/31
基準期間		課税期間	申告納税

課税標準



対価として收受し又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他の経済的な利益の額

④ 收受すべきとは、その譲渡に係る当事者間で授受することとした対価の額であるから、課税資産等の価額(時価)とはならない(基通10-1-1)。

1 その他の対価の額

区分	対価の額
原材料等の支給による加工等	製造販売契約の方式により原材料等の有償支給を受けている場合 加工等を行った製品の譲渡に係る金額(基通1-4-3(1)) 賃加工契約の方式により原材料等の無償支給を受けている場合 加工等に係る役務の提供に係る金額(基通1-4-3(2))

委託販売等に係る手数料	委託者 委託した商品の受託者における資産の譲渡等に係る対価 受託者における資産の譲渡等に係る対価の額から、その受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等に係る対価の額としているとき その対価の額としている額(基通10-1-12(1)) 受託者 委託者から受ける委託販売手数料(基通10-1-12(2))
-------------	--

課税資産と非課税資産の一括譲渡	それぞれの資産の譲渡に係る対価の額について合理的に区分した価額 合理的に区分されていない場合 これらの資産の譲渡の対価の額をそれぞれの資産の譲渡の時の対価(時価)の比により区分した価額(令45③)
-----------------	--

2 特則

区分	原則	特則
個人事業者の家事消費等	家事消費等の時における資産の価額(時価)(法28②一)	その資産(棚卸資産に限る)の課税仕入れの金額以上の金額で、かつ、その資産の通常他に販売する価額のおおむね50%以上に相当する金額で確定申告したとき その確定申告をした価額(基通10-1-18)

消費税額の計算

課税標準額に対する消費税額の計算

課税標準額 × 4% = 課税標準額に対する消費税額
(1,000円未満の端数切捨て)

税込経理方式	税抜経理方式
資産の譲渡等の対価の額(税込価額) × $\frac{100}{105}$	(資産の譲渡等の対価の額 + 仮受消費税等) × $\frac{100}{105}$ (本体価額)

※一領収単位(レシート)ごとの端数処理の特例は省略

納付税額の計算方法

消費税の税率は、4%です。

このほか、地方消費税が消費税率換算で1%(消費税額の25%)が課税されます。

したがって、消費税及び地方消費税を合わせた税率が5%となります。



総額表示の義務付け

総額表示とは、消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合に、税込価格の表示を義務付けるもので、平成16年4月1日から実施される。

- ① 対象となる取引……課税事業者(免税事業者は対象外)が行う取引
- ② 対象となる表示媒体……商品本体・店頭による表示、チラシ・新聞・テレビ・インターネットによる広告など
- ③ 対象とならない表示等……店頭による価格の提示、レシートや請求書等の代金など
- ④ 総額表示の主な例……10,290円(税込)、10,290円(税抜9,800円) 10,290円(うち消費税額等490円)

(社)吹田納税協会・吹田納税貯蓄組合連合会
吹田商工会議所・摂津市商工会
吹田税務署